

日向市森林整備計画（変更計画）書

自 令和 3年 4月 1日

計画期間

至 令和13年 3月31日

(変更日 令和 4年4月1日)

宮 崎 県

日向市

目 次

1	変更理由	1
2	変更の始期	1
3	変更の内容	1
I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
2	森林整備の基本方針	1
	(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	3
3	その他必要な事項	4
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	4
	(1) 人工造林の対象樹種	
	(2) 人工造林の標準的な方法	
	(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	
2	天然更新に関する事項	6
	(1) 天然更新の対象樹種	
	(2) 天然更新の標準的な方法	
	(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	7
	(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準	
	(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
3	その他必要な事項	7
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法	8
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	19
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	20
3	作業路網の整備に関する事項	20
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	22
	(1) 林業従事者の養成・確保	
	(2) 林業事業体の育成強化	
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	22

1 変更理由

全国森林計画の策定に伴い計画事項の記載内容等に変更が生じたため、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定に基づき策定した日向市森林整備計画の一部を同法第10条の6第3項に基づき変更する。

2 変更始期

令和4年4月1日から適用する。

3 変更内容

(1) 「I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項」の「2 森林整備の基本方針」、「(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策」を次のとおり変更する。

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

2 森林整備の基本方針

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備に当たっては、森林のおかれている自然的、社会的、経済的諸条件を勘案し、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能に応じた適切な森林整備を推進します。

また、人工林の適切な施業を実施するとともに、公益的機能の発揮に対するための長伐期施業や複層林施業への転換、天然力を活用した施業を推進します。

機能別の森林施業の推進方策に係る基本的な考え方は、次のとおりとします。

森林の有する機能	森林施業の推進方策に係る基本的な考え方
水源涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源周辺に位置する森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図るとともに植栽等による確実な更新を行うこととします。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とします。</p>
山地災害防止機能／土壤保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とします。</p> <p>溪岸浸食や土砂流出の防止を図るため、自然植生による溪畔森林を保全し、水質保全、動植物の生態体系の保護にも寄与するものとします。</p>

<p>快適環境形成機能</p>	<p>市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとします。</p>
<p>保健・レクリエーション機能</p>	<p>観光的に魅力ある渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>
<p>文化機能</p>	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成を考慮した森林整備を推進することとします。また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>
<p>生物多様性保全機能</p>	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度なく乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すこととします。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとします。</p>
<p>木材等生産機能</p>	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本とします。</p> <p>また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととします。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。</p>

なお、森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件および森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意するものとします。

また、これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能がありますが、これについては、二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の動きが保たれることによって発揮される属地的のない機能であることに留意する必要があります。

(2) 「Ⅱ 森林の整備に関する事項」の「第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。）」、「2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法」及び「3 その他必要な事項」を次のとおり変更する。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとし、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

立木の皆伐及び択伐の留意点については、下表のとおりとします。

伐採方法の別	留意点
皆伐	主伐のうち択伐以外のものとし、皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積に応じて、少なくとも20haごとに保残帯を設け、適確な更新を図ることとします。
択伐	択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体では、おおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下(伐採後の造林が人工造林による場合にあつては40%以下)であることとします。 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図れる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとします。

人工林の主伐の時期は、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行い、本市における主伐の時期は、次表を目安として定めることとします。

地域	樹種	主伐時期の目安	標準的な施業体系		
			生産目標	仕立て方法	期待径級
本市全域	スギ	35年生	一般構造用材	中庸仕立て	28cm
		56年生以上	一般大径材		42cm以上
	ヒノキ	40年生	一般構造用材	中庸仕立て	26cm
		64年生以上	一般大径材		40cm以上
	クヌギ ナラ	10年生	しいたけ原木	中庸仕立て	12cm

用材向け広葉樹等については樹種ごとの用途等に対応した時期に伐採することとします。
なお、立木の伐採の標準的な伐採方法は、次に留意して行うこととします。

(1) 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方については、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成を考慮して行うこととします。

また、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。

(2) 森林の生物多様性の観点から、野生生物の営巣地等の重要な空洞木については、保残等に努めることとします。

- (3) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に択伐後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況母樹の保存、種子の結実等に配慮することとします。
- (4) 林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置することとします。
- (5) 高性能林業機械等による伐採・搬出に当たっては、「環境に配慮した高性能林業機械の作業システム指針（平成20年3月宮崎県環境森林部）」及び「宮崎県伐採、搬出及び再造林ガイドライン（平成30年11月28日宮崎県森林経営課）」に基づき、地形や地質等を十分考慮し、山地の崩壊や土砂の流出などの災害の未然防止を図るよう留意することとします。

3 その他必要な事項

伐採しようとする森林の隣接地に、人家や公共施設等の重要保全対象のある場合等には、地形、地質等林地の状況を勘案した上で一定の保護樹帯を設置するなど大面積の皆伐を避けることとし、自然災害、人的災害等の各種災害の起因とならないように伐採残木の処理を適切に行い、伐採跡地についても早期の更新に努めることとします。

また、伐採に当たっては、事前に隣接所有者との境界の確認を行い、無断伐採を防止するとともに、森林法以外の許可や届け出が必要ではないか確認を行うものとします。

さらに、伐採箇所には、市町村森林整備計画に適合した伐採であることを地域住民に周知するため、市が発行する伐採届旗等を掲示し、無断伐採の未然防止や植栽未済地の抑制を図ることとします。

なお、鳥獣害及び自然災害等、森林所有者の責に帰さない事由によって、明らかに成林する見込みが低いと判断される場合は、森林総合監理士（フォレスター）、森林施業プランナー、林業普及指導員等に相談のうえ、標準伐期齢に達する前に伐採できるものとし、早期の更新に努めるものとします。

（3） 「Ⅱ 森林の整備に関する事項」の「第2 造林に関する事項」、「1 人工造林に関する事項」、「2 天然更新に関する事項」を次のとおり変更し、「3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項」を次のとおりとする。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとします。天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとします。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとします。

また、更新に当たっては、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林へ誘導等に努めることとします。

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとし、

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林に当たっては、適地適木を旨として立地条件、地域における人工造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、スギ、ヒノキ、クヌギ等を主体とすることとし、必要に応じて多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含めるものとします。

また、効率的な施業実施の観点から、伐採が終了しておおむね2年以内に、現地の状況に応

じた本数の苗木を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとします。

なお、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努めるものとし、

一方、広葉樹造林に当たっては、「宮崎県における広葉樹等の造林に関する調査報告書(1996年3月宮崎県林業総合センター)」等を参考として、地域の自然条件等に適合した樹種を選定するものとし、

区 分	針広葉樹別	樹 種 名
人工造林の 対象樹種	針葉樹	スギ、ヒノキ、クロマツ、カヤ、モミ、イチョウ、イヌマキ
	広葉樹	クヌギ、ナラ、カシ類、ケヤキ、ホオノキ、ヤマグワ、センダン、クスノキ、タブノキ、シイノキ、マテバシイ、ミズメ、ヤマザクラ、イヌエンジュ、クリ、カエデ類

上記以外の樹種を選定する場合は、森林総合監理士(フォレストラー)、森林施業プランナー、林業普及指導員又は本市の林務担当部局等と相談のうえ、適切な樹種を選定することとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

① 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数については、施業の効率化や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽するものとし、

また、活着が良く成長に優れた特定苗木等による低密度植栽に努めることとします。

複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽するものとし、

樹 種	仕立て方法	植栽本数(本/ha)	備 考
スギ	疎仕立て	1,500 ~ 2,000	コンテナ苗含む
	中庸仕立て	2,000 ~ 3,000	
ヒノキ	疎仕立て	1,500 ~ 2,500	コンテナ苗含む
	中庸仕立て	2,500 ~ 3,500	
クヌギ	中庸仕立て	500 ~ 3,500	

ここに定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、森林総合監理士(フォレストラー)、森林施業プランナー、林業普及指導員又は本市の林務担当部局等と相談の上、適切な植栽本数を選定することとします。

② その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することや、林地の保全に配慮することとします。 また、高性能林業機械による伐採・搬出作業と同時並行して地拵えや植栽を行う伐採と造林の一貫作業システムの導入など、作業工程の効率化に努めることとします。
植え付けの方法	気候その他の立地条件及び既往の植付け方法を勘案して、植付け方法を定めるとともに、適期に植え付けるものとし、 また、施業の効率化や植栽時期の自由度が高いコンテナ苗の活用についても取り組むこととします。

植 栽 の 時 期	苗木の活着と成長が図られるよう、適期、通常は春に植栽するものとします。 なお、コンテナ苗については、その特性から植栽時期の分散を推進することとします。
-----------	--

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止するため、皆伐による伐採跡地で人工造林による更新を図るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新を完了することとします。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了することとします。

なお、保安林にあっては、その保安林に定める指定施業要件に従い植栽するものとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととします。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	「宮崎県天然更新完了基準」(平成19年10月宮崎県環境森林部、以下「天然更新完了基準」という。)によるものとします。
ぼう芽による更新が可能な樹種	「天然更新完了基準」によるものとします。

(2) 天然更新の標準的な方法

① 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期 待 成 立 本 数
「天然更新完了基準」によるものとします。	「天然更新完了基準」によるものとします。

② 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	タケやササの繁茂、粗腐植の堆積等により更新が困難な箇所は、かき起こし、枝条整理を行うこととします。
刈 出 し	タケやササ、シダなどの下層植生により天然稚樹の育成が阻害されている箇所は、刈り払いを行うこととします。
植 込 み	天然更新が不十分な箇所について行うこととします。植え込む樹種は、林地の気候、地形、土壌条件、既存の成林の生育状況、地域の経済条件等を考慮し、あわせて上層木の密度、耐陰性に配慮し適正なものを選定するものとします。植栽本数は、天然稚樹の生育状況を勘案して決めるものとします。
芽 か き	萌芽更新した芽のうち成長が良いもの2～3本立ちを基準とし、残りは間引くものとする。

③ その他天然更新の方法

天然更新の完了確認については、「天然更新完了基準」で定める方法により行うこととし、更新が完了していないと判断される場合には、植栽等により確実に更新を図ることとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の荒廃を防止するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に、「天然更新完了基準」に基づく更新を完了することとします。

更新が完了していないと判断される場合には、植え込み等により確実に更新を図ることとします。

なお、5年を経過して適確な更新が完了しない場合には、その後2年以内に植栽により更新を行うこととします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表状況、病虫獣害などの被害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所天然更新の状況その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案して定めるものとします。

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とします。

ただし、IVの1の保健機能森林の区域内であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除きます。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備 考
該当なし	<p>本表は、森林の区分を「該当なし」と記載していますが、全ての伐採箇所において、更新方法が、天然更新で良いという意味ではありません。適確な更新が行われなければ、森林が荒廃し災害の原因になる等の森林の多面的機能が低下しますので、「伐ったら、植えて、育てる」のサイクルにより森林資源を持続的に循環利用することが重要です。</p> <p>これらのことを踏まえ、特に、木材生産機能維持増進森林、人家や道路、河川等に隣接する森林等においては、極力、天然更新ではなく人工造林をお願いすることとします。</p>

(4) 「II 森林の整備に関する事項」の「第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準」、「3 その他必要な事項」を次のとおり変更する。

II 森林の整備に関する事項

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

間伐及び保育は、これまで造成してきた人工林を健全な状態維持していく上で必要不可欠な作業です。このため、地形、気象等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請等を勘案し、間伐及び保育に関する事項を定めるものとします。

3 その他必要な事項

上記1及び2によるほか、特に次に示す点に留意することとします。

(1) 間伐

林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採するもので、伐採率（材積率）は35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年後にその樹冠疎密度が10分の8以上に回復するよう行うこととします。

路網整備の遅れにより間伐が十分に実施されていない地区の人工林については、風害に留

意し、間伐の繰り返し期間を5年程度として、実施することとします。

間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。

特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意し、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めることとします。

(2) 下刈

標準的な方法に示す林齢を超える森林についても、植生の繁茂状況に応じて追加して行うこととします。また、雑草木の繁茂が著しく、造林木の成長に悪影響を及ぼす場合は、2回刈りを行うこととします。

(3) つる切り

つる類の繁茂の著しい、沢沿いの箇所については、必要に応じ、2～3年に1回、立木の生育に支障をきたさないよう実施することとします。

(4) 除伐

目的外樹種であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用樹種は保存し育成することとします。

(5) 鳥獣被害対策

鳥獣被害対策については、野生鳥獣による樹木等の被害が見込まれる森林において、目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣を防除するため、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととします。

局地的森林の生育状況の差違等を踏まえ、必要に応じて、1又は2の「標準的な方法」に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達成することができないと見込まれる森林については、生育状況に応じた間伐又は保育の方法を決定することとします。

**(5) 「Ⅱ 森林の整備に関する事項」の「第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項」、
「2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法」を次のとおり変更する。**

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

森林の区域は、別表1に定めることとします。この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとします。

区 域	区域設定の考え方	施業方法の考え方
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	<ul style="list-style-type: none">・ 林木の生育に適した森林・ 林道等との開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林・ 木材等生産機能が高い森林で自然条件及び社会条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林 具体的には、森林毎の地位指数と地利級により算定された1等級及び2等級に区	森林資源の循環利用や環境保全を重視した森林施業を実施することを基本とし、施業の集約化や路網整備と併せて高性能林業機械の導入による効率的な森林施業を推進するとともに、木材を安定的に供給するため、適切な植栽、保育、収穫、再造林という人工林資源の循環利用を推進することとします。 なお、特に効率的な施業が可能

	<p>分された森林を区域として設定するものとします。</p> <p>また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定めるものとします。</p> <p>この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意するものとします。</p> <p>具体的には、以下の条件を全て満たす森林等から設定するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林班単位で人工林が過半 ・木材等生産機能がHの森林が過半 ・林班の傾斜区分の平均が緩又は中 ・路網等からの距離が 200m 未満 <p>ただし、災害が発生する恐れのある森林を除きます。</p>	<p>な森林の区域のうち、人工林については、原則として皆伐後には植栽による更新を行うこととします。</p>																				
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地 位</th> <th colspan="3">地 利</th> </tr> <tr> <th>200m以内</th> <th>200～500m</th> <th>500m以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1 等級</td> <td>1 等級</td> <td>2 等級</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1 等級</td> <td>2 等級</td> <td>3 等級</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>2 等級</td> <td>3 等級</td> <td>3 等級</td> </tr> </tbody> </table> <p>地位：土地型や表層地質、標高等を基礎にスコア表を作成し判定 地利：路網からの距離から3つに区分</p>			地 位	地 利			200m以内	200～500m	500m以上	1	1 等級	1 等級	2 等級	2	1 等級	2 等級	3 等級	3	2 等級	3 等級	3 等級
地 位	地 利																					
	200m以内	200～500m	500m以上																			
1	1 等級	1 等級	2 等級																			
2	1 等級	2 等級	3 等級																			
3	2 等級	3 等級	3 等級																			

なお、この区域内において公益的機能の維持増進に配慮する必要がある森林では、樹根及び表土の保全に留意し、下層植生の発達や林木の旺盛な成長を図るため、適切な造林、保育・間伐等を促進することを基本としつつ、高齢級の森林への誘導や伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を基本とする森林施業を推進することとします。

また、公益的機能の高い区域内における施業の実施に当たっては、下記事項に留意して行うこととします。

- (1) 立地条件に応じて長伐期施業を計画的に推進するほか、更新時に林床が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所あたりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散及び伐採林齢の長期化を図ることとします。
- (2) 森林の齢級構成、林道の整備状況等地域の実情等からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るために必要かつ適切と見込まれる場合は、土壌の保全等を特に図る観点から、長伐期施業や育成複層林施業の推進を図ることとします。
- (3) 林地の安定化を目標とした未立木地への植栽及び更新補助作業や、複層状態の森林へ誘導する際には、立地条件や市民のニーズ等に応じ、広葉樹の導入による針広混交林化を推進する

こととします。

【別表1】

区 分	森 林 の 区 域	面 積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表2の伐期の延長をすべき森林「標準伐期齢+10年」及び長伐期施業を推進すべき森林を含む	3,226.25
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に準じる森林	別表2の伐期の延長をすべき森林「標準伐期齢+5年」と同じ	1,224.14
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表2の長伐期施業を推進すべき森林を含む	474.70
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		119.98
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		646.23
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別添ゾーニング図に図示	23,535.82
特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	

【別表2】

長伐期施業を推進すべき森林	<p>【日向市域】</p> <p>1ア13、1ア14、1ア15、1ア15-1、1ア16、1ア16-1、1ア16-2、1ア17、1ア18、1ア18-1、1ア22、1ア22-1、1ア25、1ア28-1、1ア29、1ア29-1、1ア31、1ア31-1、1ア31-2、1ア31-3、1ア31-4、1ア31-5、1ア31-6、1ア31-7、1ア31-8、1ア31-9、1ア33、1ア34、1ア35、1ア41、1ア42-2、1オ1、1オ1-1、1オ12-1、1オ13、1オ14-1、1オ15、1カ1、1カ2、1カ3、1カ4、1カ5、1カ5-1、1カ6、1カ8、1カ8-1、2イ10、2イ11、2イ12、2イ13、2イ14、2イ15、2イ16、2イ17、2イ18、3ア19、3ア19-1、3イ24、3イ24-1、3イ25、3イ28、3イ28-1、3ウ1、3ウ2、3ウ3、3ウ3-1、3ウ4、3ウ14、3ウ14-1、3ウ15、3ウ17、6ア80-1、6ア80-3、6ア87、6ア90、6ア90-3、6ア91、6ア92、6ア95、6ア95-1、6ア96、6ア96-1、6ア96-3、7ア25-1、7ア25-3、7ア25-4、7ア25-5、7ア25-6、10ア6、10ア6-1、10ア13、10ウ15、11ア19-3、11ア20、11ア21、11ア21-1、11ア21-2、11ア55、12ア6、12ア6-1、12ア6-2、12イ32、12イ33、12イ33-1、13ア21、13ア22、13ア23、13ア23-1、13ア26、14ア7、14ア8、14ア8-1、14ア9、14ア9-1、14ア10、18イ1-2、18イ35、19ア9、19ア9-1、19ア32-3、19ウ1、19ウ2、19ウ3、19ウ5、19ウ5-1、19ウ6、19ウ6-1、19ウ6-2、19ウ7、19ウ10、19ウ11、19ウ11-1、19ウ11-2、19ウ12、19ウ14-1、19ウ14-2、19ウ15、19ウ16、19ウ16-1、19ウ16-2、19ウ17-1、19ウ18、19ウ18-1、19ウ18-2、19ウ18-3、19ウ18-4、19ウ19、21ア3、21ア3-2、21イ15、21イ15-2、21ウ7-4、21ウ8-</p>	3,403.65ha
---------------	---	------------

<p>長伐期施業を推進すべき森林</p>	<p>3、21ウ9、21ウ9-1、21ウ10、21ウ14、21ウ14-1、21エ1、21エ1-1、21エ1-2、21エ7、21エ7-1、21エ9、21エ9-1、21エ9-2、21エ9-3、21エ10、21エ10-1、21エ11、21エ12、21オ1、21オ3、21オ5、21オ6-1、21オ7、21オ7-1、21オ7-2、21オ9、21オ9-1、21オ11、21オ12、21オ12-1、21オ12-2、21オ13、21オ14、21オ15、21オ15-1、21オ16、21オ17、21オ20、21オ20-1、21オ21、21オ22、22ア12、22ア12-1、22ア12-5、22エ3、22エ7、22エ8、22エ9、22エ9-1、22エ10、22エ11、22エ12、22エ12-3、22エ13、23ア1、23ア1-1、23イ1-1、23イ1-2、24ア39、24イ1、24イ1-1、24イ1-2、24イ9、24イ10、24イ13-2、25ア8、25ア23、25ア24、25イ7-2、27エ1、27エ1-1、27エ1-2、27エ2、27エ3、27エ3-1、27エ4、27エ5、27エ9、27エ10、27エ11-1、27エ12、27エ13、27エ14、27エ15、27エ16、27エ17、27エ19、27エ20、27エ20-1、27エ21、27エ22、27エ23、27エ24、27エ25、27エ25-1、27エ25-2、27エ25-3、27エ25-4、27オ1、27オ2、27オ2-1、28ア24、28ア24-1、28ア24-2、28ア24-3、28イ4、28イ4-5、28イ5、28イ6、28エ8、28エ8-2、28エ8-5、29ア1、29ア1-1、33イ23、36ア4、36ア4-1、36ア4-2、36ア4-3、36ア4-4、36ア4-5、36ア4-6、36ア4-7、36ア4-8、36ア4-9、36ア4-10、36ア4-11、36ア4-12、36ア5、36イ1、36ウ4、36ウ5、36ウ5-1、36ウ7、36ウ7-1、36オ1、39ア29-2、39ア32-4、41ア26、42イ31-1、42イ31-2、42イ32、42イ33、42イ33-1、42イ33-2、42イ34、42イ35、42イ40、43ア1、43イ5、43イ5-1、43イ6、43イ6-1、43イ9-2、43イ27、43イ29、44ア8、44ア11、44ア11-1、44ア11-2、44ア14、44ア14-2、44ア15、44ア15-1、44ア16、44ア18、44ア20、44ア20-1、44イ1、44イ1-1、44イ1-3、44イ1-4、44イ2、44イ2-3、44ウ1、44ウ1-1、44ウ2-1、44ウ2-2、44ウ2-3、44ウ4、44ウ4-2、44ウ7、44ウ9、44ウ9-1、44エ2、44エ2-1、44エ2-2、44エ4、44エ4-1、44エ6、44エ7、44エ7-1、44エ8、44エ8-1、44オ4、44オ4-1、44カ1、44カ1-2、44カ1-3、44カ2、44カ3、44カ3-1、44カ3-2、44カ3-3、44カ3-4、44カ4、44カ4-1、44カ5、44カ5-1、44カ5-2、44カ6、44カ7、44カ8、44カ8-1、44カ9、44カ10、47イ15-1、47イ16、47イ17、47イ20-2、47イ21、47イ21-1、48ア11-1、48ア23、48ア36、50ア10、50ア10-1、50ア38、50イ2、54ア9、54ア9-2、54ア11-6、54ア11-8、56ア14-2、56ア15-2、56ア15-3、56ア15-4、56ア15-5、56ア16、56ア19-2、59ア5-1、59エ2、59エ2-1、59エ2-2、59オ2、59オ3、59オ4、59オ4-1、59オ4-2、59オ5、59オ6、59オ8、59オ8-1、59オ9、59オ9-1、59オ10、59オ11、59オ12、59オ13、59オ14、59オ14-1、67ウ2、67ウ5、67エ9、67エ9-1、67エ9-2、67エ10、67エ10-1、67エ20-1、67エ21、67エ22、67エ22-1、67エ23、67エ23-1、67エ29-1、68イ50、70オ5、70オ6、70オ7、70オ8、70オ8-1、70オ8-2、73ウ1-1、73ウ1-2、73ウ1-3、73ウ2、73ウ2-2、73ウ3、73ウ3-1、73ウ3-2、73ウ3-3、73ウ3-4、73ウ3-6、73ウ4、73ウ4-2、73ウ5、73ウ5-2、73ウ6-1、73ウ6-2、73</p>
----------------------	---

長伐期施業を推進すべき森林

ウ6-3、73ウ6-4、73ウ6-5、73ウ6-6、73ウ7-1、73ウ7-2、73ウ7-3、73ウ8、73ウ8-1、73ウ8-2、73ウ8-4、73ウ9、73ウ9-1、73ウ9-2、73ウ9-3、73ウ9-6、73ウ9-7、73ウ10、73ウ12、73ウ12-1、73ウ17、73ウ18、73エ1、73エ1-1、73エ1-2、73エ2、73エ2-1、73エ3、73エ3-1、73エ3-2、73エ5、73エ5-1、73エ5-2、73エ6-1、73エ7、73エ7-1、73エ7-2、73エ7-4、73エ7-5、73エ7-6、73エ7-8、73エ7-9、73エ7-11、73エ8、73エ8-1、73エ8-3、73エ8-4、73エ8-5、73エ9-1、73エ9-3、73エ10、73エ10-2、73エ11、73エ12、73エ13-1、73オ7、73オ7-1、73オ7-2、73オ8-1、73オ15-2、73オ15-3、73オ15-4、73オ16、73オ16-1、73オ16-2、73オ17、73オ17-1、73オ18、73オ18-1、75エ1、75エ4、75エ6、75エ7、75エ8、75オ3、75オ4、75オ5、75オ6、75オ8、76カ1、76カ2、76カ3、76カ4、76カ9、76カ10、76カ11、76カ12、76カ13、76カ13-1、76カ15、76カ18、76カ19、76カ19-1、76ク9、76ク11-1、76ク12、76ク13、76ク14、76ク15、76ク15-1、77ウ34、78ア11、78ア14、78ア14-1、78ア15、78ア16、78ア18、78ア19、78イ1、78イ1-1、78イ2、78イ3、78イ4、78イ9、78イ10、78イ12、78イ13、78イ14、78イ15、78ウ2、78ウ3、78ウ4、78ウ4-1、78ウ5、78ウ7、78ウ8、78ウ9、78ウ10、78ウ10-1、78ウ11、78ウ12、78ウ13、78ウ15、78エ1、78エ1-1、78エ2、78エ2-1、78エ3、78エ4、78エ5、78エ6、78エ7、78エ8、78エ9、78エ9-1、78エ9-2、78エ10、78エ11、78エ13、78エ13-1、78エ14、78エ15、78エ16、78オ2、78オ2-1、79ア1、79ア1-1、79ア1-3、79ア1-5、79ア2-1、79ア2-2、79ア5-3、79イ3-1、80ウ1、80ウ1-1、80ウ2、80ウ2-1、80ウ3-1、80ウ4、80ウ5、80ウ7、80ウ7-1、80ウ8、80ウ8-1、80ウ9、80ウ10、80ウ10-1、80エ1-1、80エ1-3、80エ2、80エ2-1、80エ3-1、80エ3-2、80エ3-3、80エ3-5、80エ4-1、80エ4-3、80エ4-4、80エ5、80エ5-1、80エ5-2、80エ5-3、80エ5-4、80エ6、80エ6-1、80エ7、80エ7-1、80オ1、80オ4、80オ5、80オ6、80オ7-1、80オ7-2、80オ7-3、80オ7-4、80オ7-5、80オ7-6、80オ8、80オ8-1、80オ9、80オ10、80オ12、80オ13、80オ13-1、80オ13-2、80オ13-3、80オ14、82ア2、82ア3、82ア3-1、82ア3-2、87ア5-1、87ア5-2、87ア6、87ア6-2、87ア8、87ア8-2、87ウ1、87ウ2、87ウ2-1、87エ1、87エ1-1、87オ6、87オ7、87オ8、87オ9、87オ10-1、87ク3、87ク5、87ク8、87ク16、87ク18、87ケ1、87ケ2、87ケ2-1、87ケ3-1、87ケ4、87ケ5、87ケ5-1、87ケ5-2、87ケ6、87コ1、87コ3、87コ4、87コ5、87コ6、87サ2、87シ3、87ス1、87セ1、87セ2、87ソ1、87ソ6、90ア3-1、90エ55、91ク1、91ク3、92ウ1、92ウ3、93イ1、93イ2、93イ3、93イ4、93イ4-1、93イ5、93イ6、93ウ1、93ウ2、93ウ2-1、93ウ2-2、93ウ3、93ウ3-1、93ウ3-2、93ウ3-3、93エ2、93オ1、93オ2、93オ3、93オ4、93オ4-1、94ウ5、94エ1、94エ1-1、94エ1-2、94エ2、94エ600-1、94エ600-2、94エ600-3、94エ600-4、94エ600-5、

<p>長伐期施業を推進すべき森林</p>	<p>94エ600-6、94エ600-7、94エ999-1、94エ999-2、94エ999-3、94オ1、94オ1-1、94オ600-1、94カ1、94カ1-1、94カ2、94カ2-1、94カ3、94カ4、94キ1、94キ1-1、95ア1、95ア1-1、95ア1-2、95ア2、95ア3、95ア4、95イ1、95イ1-1、95イ1-2、95イ1-3、95イ2、95イ3、95イ4、95イ4-1、95イ5、95イ5-1、95イ5-2、95イ6、95イ7、95イ8、95イ8-1、95イ9-1、95イ10、95イ10-1、95イ10-2、95イ11、95イ18、95ウ11、95ウ12、95ウ13、95ウ14、95エ1、95エ1-1、95エ1-6、95エ2、95エ4、95エ8、96ア5、96ア5-1、96ア6、96ア6-1、96ア6-2、96ア6-3、96ア6-4、96ア7、96ア7-1、96ア8、96ア8-4、96ア8-5、96ア9、96ア10、96ア11、96ア12、96ア12-1、96ア13、96イ11、96イ12、96イ17、96イ18、96イ19、96イ19-1、96イ19-2、96イ19-3、96ウ1、96ウ2、96ウ3、96ウ4、96ウ5、96ウ6、96ウ7、96ウ10、96エ1、96エ2、96エ2-1、96エ2-2、96エ2-3、96エ2-4、96エ2-5、96エ2-6、96エ2-7、96エ2-8、96エ3、96エ3-1、96エ3-2、96エ3-3、96エ3-4、96エ3-5、96エ3-6、96エ4、96オ1、96オ2、96オ2-1、96オ3、96オ3-1、96オ4、96オ4-1、96オ4-2、96オ4-3、96オ5、96オ6、96オ7、96オ8、96オ8-1、96オ9、96オ9-1、96オ9-2、96オ9-3、96オ10、96オ11、96オ11-1、97ア1、97ア1-1、97ア2、97ア3、97ア4、97ア5、97ア6、97ア7、97ア8、97ア10、97ア10-1、97ア13、97ア14、97ア15、97ア16、97ア17、97ア18、97エ1、97エ1-2、97エ1-3、97エ3、99イ57、99イ60、99ウ19、99エ2、99エ3、99エ11、99エ11-1、99エ12、99エ12-2、99エ12-3、99エ13、99エ13-1、99エ14-1、99エ43、99オ6、99オ21、101ア1、101ア1-2、101ア1-3、101ア2、101ア6、101ア7、101ア8、101イ1、101ウ1、101エ1、101エ2、101エ2-1、101エ9、102ア2、102ア2-1、102ア4-1、102ア4-4、102ア4-5、102ア14、102ア15、102ウ1、102ウ2、102ウ2-3、102ウ8、102ウ8-1、102ウ8-2、102ウ8-3、102ウ9、102エ1、102エ2、102エ3、102エ5、103ア1、103ア1-1、103ア2-1、103ア2-2、103ア5、103イ1、103イ1-1、103イ2、103イ2-1、103イ2-2、103イ4、103イ4-2、103イ4-3、103イ4-4、103イ4-5、103イ6、103ウ1、103ウ2-1、103ウ3、103ウ4、103ウ4-1、103ウ5、103ウ6、103ウ7、103ウ8、103ウ9、103ウ10、103ウ11、103ウ11-1、103ウ12、103ウ13、103ウ14、103ウ15、103ウ16、103ウ16-1、103ウ17、103ウ18、103ウ19、103オ2-1、103オ2-5、103オ2-6、103オ3、103オ3-1、103オ4-1、103オ4-5、103オ5、103オ7-1、103オ10、103カ1、103カ3、103カ4、103カ6、103カ7、103カ8</p>
<p>長伐期施業を推進すべき森林</p>	<p>【東郷町域】 1ア1、1ア1-1、1ア1-2、1ア2、1ア2-1、1ア2-2、1ア3、1ア4、1ア4-1、1ア4-2、1ア4-3、1ア4-4、1ア4-7、1ア4-8、1ア4-9、1ア4-10、1ア4-13、1ア4-16、1ア5、1ア6、1ア7-2、1ア7-4、1ア8、1イ8-3、1イ9、1イ11-1、1イ11-3、1イ16-6、1イ16-7、1イ17、1イ18、1イ19、2ア1、2ア1-2、2ア1-4、2ア1-5、2</p>

長伐期施業を推進すべき森林

ア1-6、ア2、ア3、ア3-1、ア5、ア6、ア6-1、ア13、ア14-4、ア14-6、ア17-1、ア17-4、ア17-5、ア17-6、ア29-1、ア32、ア32-1、ア34、ア34-1、ア34-3、ア34-4、ア34-6、ア36-4、ア36-11、ア36-12、イ3-3、イ5、イ1、イ3、イ17-2、イ24-5、イ28-1、イ33-2、イ35、ウ1-3、ウ2-3、ウ3-1、ウ10-1、ウ12、ウ12-2、ウ12-4、ウ12-6、ウ22-1、ア4-1、イ7-7、イ21-1、イ22-1、ア8-3、ア11-1、ア12-1、ウ2-2、ア17、ア17-1、ア17-2、イ4、イ4-2、イ4-3、イ10、イ13、イ16-1、イ17、イ17-1、イ17-2、イ17-3、イ17-4、イ18、イ18-1、イ18-2、イ18-3、ア2、ア2-1、イ11、イ12、イ15、イ18、ア13、ア14、ア17-2、ア21-1、ア23-1、ア24、ア25-1、ア25-2、ア25-3、ア25-4、ア17-2、ア19-1、ア28-3、ア36-2、ア9、ア10-2、ア12、ア9-5、ア16-4、ア17、ア22、ア23、ア24、ア25、ア25-1、ア25-2、ア27、ア27-1、ア28、ア29、ア32-1、イ1、イ1-1、イ2、イ2-1、イ2-2、イ2-3、イ3、イ4-4、イ6-2、イ6-6、イ18、イ19-2、イ21、ア7、ア8、ア8-1、ア8-2、ア8-3、ア9-1、ア11-1、ア13、ア1、ア2、ア2-1、ア21、ア21-1、ア30-2、ア30-5、ア17-3、ア10、ア18、イ35-2、ア1、ア1-1、ア1-2、ア1-3、ア1-4、ア1-5、ア1-6、ア1-7、ア1-8、ア1-9、ア2、ア3、ア3-1、ア3-2、ア3-3、ア3-4、イ1、イ2、イ2-1、イ3、イ3-1、イ3-2、イ4、イ5-1、イ6、イ7、イ7-1、イ7-2、イ7-3、イ10、イ11、イ12、イ13、イ14、イ14-1、ア1、ア2、ア2-1、ア2-3、ア2-5、ア2-6、ア2-7、ア2-8、ア2-9、ア2-9-1、ア2-10、ア2-11、ア2-11-1、ア2-11-2、ア2-11-3、ア2-11-4、イ1、イ1-1、イ1-2、イ1-3、イ1-4、イ1-5、イ1-6、イ1-7、イ2、イ2-1、イ3、イ3-1、ア1、ア1-1、ア1-2、ア2、ア2-1、ア3、ア3-1、ア3-2、ア3-3、ア3-4、ア4、ア4-2、ア4-3、ア4-4、ア5、ア5-1、ア5-2、ア5-3、ア5-4、ア5-5、イ6、イ7、イ7-1、イ7-2、イ8、イ8-1、イ8-2、イ9、イ10、イ10-1、イ10-2、イ11、イ11-1、ア1、ア2、ア3、ア3-1、ア3-4、ア4、ア5-1、ア5-2、ア5-3、ア5-4、ア6、ア6-1、ア7、ア7-1、ア7-2、ア7、ア8、ア9、ア12、ア12-1、ア13、ア14、ア15、イ1、イ1-1、イ2、イ3、イ3-1、イ4、イ5、イ6、イ7

<p>長伐期施業を推進すべき森林</p>	<p>7、27イ7-1、27イ8、27イ9、27イ10、27イ10-1、27イ10-2、27イ11、27イ12、27ウ1、27ウ1-1、27ウ1-2、27ウ1-4、27ウ1-5、27ウ1-8、27ウ1-9、27ウ2-2、27ウ3、27ウ4、27ウ4-1、27ウ5、27ウ6、28イ5-7、30ウ33-5、32ア3、32ア3-1、32ア4、32ア4-1、32ア7-1、32ア7-2、32ア7-3、32ア7-4、32ア7-5、32ア7-6、32ア9-1、32ア10、32ア11、32ア12、32ア13、32ア14、32ア15、32ア16、32ア16-1、32イ4、33ア15-1、33ア15-2、34ア1、34ア2、34ア2-1、34ア2-2、34ア2-3、34ア2-4、34ア2-5、34ア2-6、34ア3、34ア3-2、34ア4、34ア7、34ア7-1、39ア19、39ア19-1、39イ40、39イ41、39イ41-1、39イ42、41イ1、41イ1-1、41イ1-2、41イ2、41イ2-1、41イ3、41イ3-1、41イ3-2、41イ3-3、41イ3-4、41イ3-5、41イ3-6、41イ3-7、41イ4、41イ5、41エ2、41エ2-2、41エ7、42ア1、42ア1-1、42イ2、43イ14、43イ14-1、44ア29、44ア29-3、45ア5-1、45ア5-3、45ア6、45ア6-1、45ア6-2、45ア6-3、45ア6-4、46ア1、46ア1-1、46ア1-3、46ア2、46ア3、46イ1、46イ1-1、46イ1-2、46イ2、46イ3、46イ4、46イ4-1、46イ4-3、46ウ1、46ウ2、46ウ2-1、46ウ3、46ウ4、46ウ4-1、46ウ5、46ウ5-1、46ウ7、47ア1、47ア1-1、47ア2-1、47ア3、47ア3-1、47イ1-4、47イ3、47イ4、47イ5、47イ5-1、47イ6、47イ7、47イ8、48ア1、48ア1-1、48ア1-2、48ア2、48ア2-1、48ア2-2、48ア2-3、48ア2-4、48ア2-5、48ア2-6、48ア6、48ア7、48イ1、48イ1-1、48イ2、48イ2-1、51ア1、51ア2、51ア2-2、51ア4、52ア49、52ア76、52イ24、52イ24-1、52イ41、52イ46、52イ46-1、52イ46-3、52イ46-4、52イ47、52イ47-2、53ア12、53ア23-1、53ア33、53ア35、53ア36、53ア36-3、53ア36-4、54ア37-1、54ア37-2、54ア37-4、54ア38、54ア38-1、54ア38-3、55イ27、55イ30、55イ30-1、55イ35、55イ35-1、57ウ15、57ウ17、58ア11-3、58ア22、58ア25、58ア42、58ア47-4、59ア18-1、59ア39、59ア42、59ア42-1、59ア43、59ア44、59ア45、59ア46、59イ1、59イ2、59イ13、59イ13-1、59イ20、59イ31、60ア20、60ア20-1、60ア20-2、60ア28-1、61イ1、61イ4-1、62ア16-5、62ア17、62ア17-1、62ア17-2、62ア17-3、62ア23、62ア27-3、62ア27-15、62ア35-1、62ア35-2、62ア35-3、62ア35-4、62ア35-5、62ア35-6、62ア35-7、62ア35-8、62ア35-9、62ウ1、62ウ3-1、62ウ3-2、62ウ3-5、62ウ8-1、62ウ9、62ウ9-1、62ウ9-2、62ウ18、62ウ18-2、62ウ20-1、63イ4、63イ4-1、63イ4-2、63イ4-3、63イ4-5、64ア3、64ア4、64ア4-2、64イ19、64イ23-2、64イ23-3、64イ50、64ウ2、64ウ2-1、64ウ3-1、64ウ4、64ウ4-1、64ウ5、64ウ7、65ア16、65ア16-1、65ア16-2、65ア19、65ウ5、65ウ6、65ウ7、65ウ7-1、65ウ7-2、65ウ7-3、65ウ7-4、65ウ7-5、65ウ8、65ウ8-1、65ウ8-2、65ウ9、65ウ9-1、65ウ9-2、65ウ9-3、65ウ10、65ウ12、65ウ12-1、65ウ13、66ア19、66ア19-2、66ア19-3、66ア28、66ア28-1、67ア6-3、67ア6-5、67ア8、67ア9-2、67イ36-</p>	
----------------------	---	--

<p>長伐期施業を推進すべき森林</p>	<p>1、67イ36-3、68ア13、68ア13-1、68ア17、68ア18、68ア18-2、68ア19、68ア19-3、68ア30-1、68ア30-3、68イ36、68イ36-6、68イ37、68イ38、68イ38-1、68ウ8-1、68ウ8-2、68ウ8-3、68ウ16、69イ18-1、69イ21、69イ23、69イ24、69イ26、69イ26-1、70ア1、71ア5、71ア6、71ア7、71ア9、71ア10、71ア14-2、71ア15、71ア15-2、71ア15-6、72ア5、72ア5-3、72ア5-5、72ア5-7、74ア1、74ア2、75ア23-1、75ア23-3、75ア23-5、75ア23-6、75ア23-7、75ア23-9、75ア23-10、75ア23-11、77ア3、77ア3-4、77ア7、77ア7-1、80ア14、81ア22-1、81ア22-2、81ア22-3、82ア16、82ア16-1、83ア1、83ア1-3、83ア2-5、83ア2-11、83イ17-1、83イ17-2、83イ17-7、84イ11-2、84イ12-2、84イ12-4、84ウ1、84ウ1-1、84ウ2、84ウ2-1、84ウ2-3、84ウ3、84ウ3-1、84ウ3-2、84ウ3-3、84ウ3-4、84ウ4、84ウ5、84ウ5-1、84ウ6、84ウ6-1、84ウ6-2、84ウ7、84ウ7-1、84ウ8、84ウ8-1、84ウ9、84ウ10、84ウ10-1、84ウ10-2、84ウ11、84ウ12、84ウ13、84ウ13-1、84ウ13-2、84ウ13-3、84ウ13-4、84ウ13-5、84ウ14、84ウ15、93カ1、93カ1-1、93カ1-2、93カ1-3、93カ1-4、93カ1-5、93カ1-6、93カ1-7、93カ1-8、93カ1-9、93カ1-10、95ア1、95ア1-1、95ア2、95ア2-1、95ア3、96ウ12-2、96ウ12-3、97ア4-2、97ア7、97ア7-4、98ア1-1、98ア4、98ア5、98イ1、98イ1-1、98イ1-2、98イ1-3、98イ2、98イ2-1、98イ2-3、98イ5、98イ5-1、98イ17、98イ17-1、99エ1、99エ1-1、99エ2、99エ2-1、99エ2-2、99エ2-3、99エ2-4、99エ2-5、99エ2-6、99エ2-7、99エ2-8、99エ3、99エ4、99エ4-1、99エ4-2、99エ5、99エ7、99エ8、99エ9、103ア10、103ア11、103ア13、103ア14、103ア14-1、103ア15、103ア15-1、103ア15-2、103ア16-2、103イ1-3、103イ1-4、106ア4-1、106ア5、106ア5-1、106ア6、106ア6-2、112イ25、112イ26、113ア1-1、113ア1-2、113ア2、114ア2、114ア2-1、120ア1、120ア1-1、120ア1-3、120ア1-4、120ア1-5、120ア1-6、120ア1-7、129ア1、129ア1-1、129ア1-2、129イ3、129イ3-1、129イ3-2、129イ3-4、129イ4、129イ4-1、132ア14、136エ1、136エ1-1、136エ1-5、136エ1-6、136エ1-7、136エ1-8、136エ1-9、138ア9、138イ12、138ウ7、138エ1-4、138エ1-5、138オ1、138オ1-1、138オ1-2、138オ1-3、138オ1-5、138オ1-6、138オ2、138オ2-1、138オ3、138オ3-1、138オ3-3、138オ5、138オ5-1、138オ5-5、138オ6、138オ6-3、138オ8、138オ8-5、139ア35、139イ1、139イ1-2、140イ19、142イ1-3、142イ1-4、142ウ5-1、142ウ5-2、142ウ6、142ウ6-1、142ウ7、142ウ7-1、142ウ8、142ウ8-5、142ウ8-6、142ウ8-7、142ウ8-8、142ウ8-9、142ウ8-10、142エ6、142エ9-1、145ウ4、145ウ5、145ウ6、145ウ7、145ウ7-1、145ウ7-2、145ウ8、145ウ8-1、145ウ8-2、146ウ21、146ウ22、146ウ22-2、146ウ22-3、146ウ23、146ウ24、146ウ24-1、150ア24、151ウ14、151ウ15、152ア19、152ア20、153イ1、153イ2、153イ2-1、153イ2-2、154イ16-2、154</p>
----------------------	--

<p>長伐期施業を推進すべき森林</p>	<p>イ17、154イ17-1、154イ17-2、154イ19、154イ19-1、154イ20、154イ21、155ア18、155ア18-2、155ア18-3、155ア20、155ア21、155ア23、155ア24、155ア26、155ア26-1、155ア27、155ア28、155ア31、155ア31-2、155ア34-2、155ア35、155イ23-1、155イ24、155イ24-1、155エ1、155エ1-2、155エ1-3、155エ1-4、155エ1-5、155エ1-6、155エ1-8、155エ1-9、155エ1-10、155エ3、156ア20-1、156ア22-1、156ア24-1、156ウ2-7、156ウ2-8、156ウ2-9、157ア9-4、157ア9-5、157ア9-6、157ア10、157ウ14-1、157ウ14-2、157ウ14-3、158ア18、158ア18-2、158ア18-3、158ア18-4、158ア18-5、158ア18-6、158ア19-2、158ア19-3、158ア20、158ア20-1、158ア21、158ア24、158ア25、158ア26、158ア28、158ア28-1、158ア34-3、159ア10、159ア10-1、159ア10-2、159ア10-3、159ア11、159ア11-1、159ア12、159ア13、159ア13-1、159ア13-2、159ア14、159ア14-1、159ア14-2、159ア14-3、159ア15、159ア15-2、159ア15-3、159ア15-4、159ア15-5、159ア16、159ア16-1、159ア17、159ア18、159ア19、159ア19-1、159ア20、159ア20-1、159ア21、160ア1、160ア1-2、160ア8、160ア8-1、160ア9、160ア10、160ア11、160ア12、160ア13、160ア14、160イ1、160イ2、160イ2-1、160イ3、160イ4、160イ5、160イ6、160ウ29-2、160ウ29-3、160ウ33、160ウ35、160ウ35-1、160ウ36、160ウ36-1、160ウ37-1、160ウ38、160ウ39、160ウ40、160ウ42、160ウ43、160ウ43-1、160ウ44-1、160ウ45、160ウ45-1、160ウ45-2、160ウ45-3、160ウ45-4、160ウ45-5、160ウ45-7、160ウ46、160エ1、160エ2、160エ2-1、160エ3、160エ3-1、160エ3-2、160エ4、160エ4-1、160エ5、160エ5-1、160エ6、160エ6-1、160エ7、160エ7-1、160エ8、160エ8-1、160エ9、160エ9-1、160エ9-2、160エ9-4、160エ13、160エ17、160エ17-1、160エ18、160エ18-1、160エ19、160エ19-1、160エ19-3、160エ19-5、160エ19-7、160エ19-8、161ア1、161ア2、161ア2-1、161ア2-2、161ア2-4、161ア2-6、161ア2-7、161ア2-9、161ア3、161ア3-1、161ア4、161ア4-1、161ア5、161ア5-1、161ア6、161ア6-1、161ア7、161ア7-1、161ア8-7、161ア8-17、161ア9-1、161ア10-4、161ア19、162ア1-3、162ア1-14、162ア5-3、162ア5-6、162ア5-10、162ア8、162ア9、162ア9-1、162ア9-2、162ア9-3、162ア9-4、162ア9-6、162ア9-7、162ア11、163ア1、163ア4、163ア4-1、163ア6、163ア6-1、163ア7-1、163ア7-5、163ア7-6、163ア8-1、163ア8-5、163ア9、163ア9-1、164ア1-3、164イ1-9、166ア7、166ア8、166ア9-1、167ア1、167ア1-1、167ア1-2、167ア2、167ア2-1、167ア2-2、167ア3、167ア3-1、167ア4、167ア4-1、167ア4-2、167ア5、167ア6-2、167ア7、167ア10-2、167ア13-4、171ア11-5、171ア15、172ア8、172ア9、172ア9-1、173ア1、173ア1-1、173ア2、173ア2-1、173ア2-2、173ア3、173ア3-1、173ア4、173ア5、173イ2、173イ2-3、174ア1-6、174ア1-8、174ア2-15、174ア2-17、174ア4-5、174ア5-1、174ア8-4、175ア1-2、175ア4-1、175ア4-2、175ア6、</p>
----------------------	---

<p>長伐期施業を推進すべき森林</p>	<p>175ア7、175ア12-1、175ア13、175ア13-1、175ア14、175ア15、176ア1-3、176ア2-2、176ア3-1、176ア4-1、176ア5-1、176ア6、176ア6-1、176ア7、176ア8、176ア15-1、176ア16-5、177ア1、177ア1-5、177ア1-6、177ア1-7、177ア1-8、177ア2、177ア2-1、177ア2-2、177ア2-3、177ア2-4、177ア2-5、177イ1、177イ1-2、178ア1、178ア2、178ア3、178ア5、178ア5-1、178ア6、178ア6-1、178ア6-2、178ア6-3、178ア6-4、178ア6-5、178ア6-6、178ア6-7、178ア6-8、178ア7、178ア7-1、178ア7-3、178ア8、178ア9、178ア9-1、178ア9-2、178ア9-3、178ア9-4、178ア9-5、178ア9-6、178ア10、178ア11、178ア11-1、178ア12、178ア12-1、178イ1、178イ2、178イ2-1、178イ3-1、178イ5、178イ5-1、178イ5-2、178イ5-6、178イ5-11、178イ5-14、178イ5-17、178イ6、179ア8、179ア9、179ア11、179ア12、179ア12-1、180ア19-4、180イ2-3、180イ2-4、180イ2-6、180イ3、180イ6、180イ8、180イ8-1、180イ8-2、180イ8-3、180イ8-5、180イ8-6、180イ9-1、180イ9-3、180イ9-5、180イ10、180イ10-1、181ア2、181ア2-1、182ア4-1、183イ9、183イ10-2、184ア1-1、185ア1、185ア3-2、185ア3-5、185ア5、185ア5-1、185ア7、185ア7-1、185ア7-2、185ア7-3、185ア7-4、185ア7-10、185ア7-11、185ア9、185ア9-1、185ア11、185ア12、185ア14、185ア15、185ア15-1、185ア15-2、185ア16、185ア18、185ア18-3、185ア18-4、185ア19、185ア19-1、185ア23、185ア23-2、186ア11-1、186ア19-11、186ア20-3、186ア24、186ア24-1、186ア24-2、186ア25、186ア25-1、186ア26、186ア26-1、186ア27、186ア28、186ア29、186ア29-1、186ア29-2、186ア30、186ア30-1、186ア30-2、187ア9、187ア10、187ア10-1、187ア11、187ア11-2、187ア16、187ア16-10、188ア13-2、188ア13-3、188ア16-2、188ア17、188ア17-1、188ア20-3、188ア23、188ア24、188ア24-1、188ア24-2、188ア25、188イ10-3、188イ18-4、188イ21-3、188イ21-9、188イ21-10、188イ21-11、188イ21-12、188イ26-2、188イ28-1、188イ29、188イ31、188イ31-9、189ア3-5、189ア4、189ア9-2、189ア11-4、189ア22、189ア27-5、189ア27-13、189ア29-2、189ア30、189ア30-1、189ア35-1、190ア1-7、190ア21、190ア24-4、190ア24-5、191ア6、191ア9、191ア9-1、191ア11-6、191ア35、192ア5-3、192ア6、192ア6-1、193ア9-1、193ア10-3、193ア10-4、193ア10-5、193ア10-6、193ア10-7、193ア10-8、193ア10-9、193ア10-14、193ア10-16、193ア12-1、193ア12-2、193ア12-3、193ア12-4、193イ1-1、193イ2-2、193イ11-1、203ア2-2、203ア4-1、203ア4-2、203ア4-3、203ア5-1、203ア5-2、203ア5-3、203ア5-4、203ア5-5、203ア5-6、203ア5-7、203ア5-8、203ア5-9、203ア5-10、203ア6、203ア6-2、203ア6-4、203ア6-5、203ア6-6、203ア7、203ア9-2、203ア9-3、203ア9-4、203ア15、203ア15-2、203ア15-3、203ア15-4、203ア15-5、203ア16、203ア16-1、203ア16-2、203ア16-3、203ア17、203ア17-1、203ア17-2、203ア17-3、203ア18、203ア18-2、203ア18-3、203</p>
----------------------	---

長伐期施業を推進すべき森林	ア20、203ア20-2、203ア20-8、203ア20-9、203ア23、203ア23-1、203ア23-2、203ア24、203ア24-1、203ア24-2、204ア3、204ア3-1、204ア3-2、204ア3-4、204ア3-6、204ア4-3、204ア13、204ア13-2、204ア15、204ア15-1、204ア15-2、204ア16-1、204ア16-2、204ア16-3、204ア17、204ア17-1、204ア18、204ア18-2、204ア18-3、204ア18-4、204ア18-5、204ア18-6、204ア18-7、222ア4-1、223ア1-2、223ア1-3、223ア1-5、223ア1-6、223ア1-8、223ア1-9、223ア1-10、223ア1-11、223ア2、223ア2-2、223イ1、223イ1-2、223イ1-3、223イ2、223イ2-2、223イ3、223イ3-2、223イ3-3、223ウ1、223ウ1-2、223ウ1-4、223ウ2、223ウ2-2、223ウ2-3、223ウ2-4、223ウ3、223ウ3-1、223ウ3-2、223ウ4、224ア1、224ア2、224ア2-1、224ア3、224ア3-1、224ア3-2、224ア3-3、224ア3-4、224ア3-5、224ア3-7、224ア3-12、224イ1、224イ1-1、224イ1-2、224イ2-2、224イ2-3、224イ3、224イ4、224イ5、224イ5-1、224イ5-3、224イ5-4、224イ5-5、224イ5-7、224イ5-10、224イ5-11、224イ5-12、225ア1、225ア1-1、225ア2、225ア2-1、225ア3-1、225ア3-2、225ア4、225ア5、225ア6、225ア6-1、225ア7、225ア8、225ア8-1、225ア10、225ア11、225ア12-1、225ア13、225ア14、225ア14-1、225ア15、225ア15-1、225ア16、225ア16-1	
---------------	---	--

(6) 「Ⅱ 森林の整備に関する事項」の「第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項」、「1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針」を次のとおり変更する。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市の森林所有者の多くが5ha未満の小規模森林所有者であることから、効率的な施業を行うために、施業集約化と長期の施業受委託などに必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営への委託を進めるものとします。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むように、市への森林の土地の所有者届出や固定資産課税台帳情報を通じて得られた情報を林地台帳に反映し、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進するものとします。

このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めるものとします。

(7) 「Ⅱ 森林の整備に関する事項」の「第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項」、「1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針」及び「3 作業路網の整備に関する事項」を次のとおり変更する。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

木材の搬出を伴う間伐の実施や多用な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとします。

その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進するものとします。

その際、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、下表を目安に、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせて整備（既設路網の改良を含む。）するものとします。

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するため、傾斜区分に応じた路網密度及び作業システムを構築することとし、下表を目安として林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせて整備するものとします。

区 分	作業システム	路 網 密 度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合 計
緩傾斜地(0° ~15°)	車両系作業システム	30以上	80以上	110以上
中傾斜地(15° ~30°)	車両系作業システム	23以上	62以上	85以上
	架線系作業システム	23以上	2以上	25以上
急傾斜地(30° ~35°)	車両系作業システム	16以上	44以上	60以上 <50>
	架線系作業システム	16以上	4以上	20以上 <15>
急峻地(35° ~)	架線系作業システム	5以上	—	5以上

※急傾斜地の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ導入する森林における路網密度

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

① 基幹路網の作設にかかる留意点

林道等路網の開設については、国が定める「林道規程」又は、「林業専用道作設指針」を基本として、宮崎県が定める「宮崎県作業道等開設基準」等に則り開設するものとします。

なお、国・県道と連絡し、森林と地域内集落及び市場とを結ぶなど路網整備の骨格となる林道については、移動時間の短縮等に見合った規格・構造となるよう配慮します。

② 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進ものとします。

(単位 延長：km、面積：ha)

開設／ 拡張	種類	区分	位置	路 線 名	延長	箇所 数	利用区 域面積	前半5ヶ年 計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林道	福瀬地区	横瀬・広瀬線	0.3		107	○	37	
開設	自動車道	林道	田野地区	長迫・小原線	0.5		1,632	○	27	既設道路の林道編入
開設	自動車道	指定林道	仲深地区	西林・神陰線	4.4		1,162	○	32	
開設	自動車道	林道 専用道	寺迫地区	センゲン線	3.0		366	○	41	
開 設 計					8.2					

拡張	自動車道	林道	塩見地区	塩見谷・土々呂内線		3	2,631		1	改良
拡張	自動車道	林道	富高地区	山口線	2.0		413		3	舗装
拡張	自動車道	林道	平岩地区	平尾・上赤木線		3	152		6	改良
拡張	自動車道	林道	富高地区	山口・下払線	1.8	3	80		8	改良等
拡張	自動車道	林道	田野地区	庵登線	3.1		207	○	25	舗装
拡張	自動車道	林道	寺迫地区	ヒエコバ線	0.6		167		22	舗装
拡張	自動車道	林道	越表地区	下渡川・日ノ平線	2.9	1	883		5	改良等
拡張	自動車道	林道	坪谷地区	戸ノ口線	1.2		191		11	舗装
拡張	自動車道	林道	迫野内地区	山ノ口・五郎太線	6.4	10	819		21	改良等
拡張	自動車道	林道	寺迫地区	松尾線	1.4	1	213		23	改良等
拡張	自動車道	林道	福瀬地区	仲野原線	1.0		155		36	舗装
拡張	自動車道	林道	福瀬地区等	熊山線	11.0		1,468	○	24	舗装
拡張	自動車道	林道	小野田地区	滝下線	3.8		155		31	舗装
拡張	自動車道	林道	田野地区	長迫・小原線	3.3		1,632	○	27	舗装
拡張	自動車道	林道	福瀬地区	横瀬・広瀬線	2.0		117	○	29	舗装
拡張	自動車道	林道	仲深地区	楠森塚線	0.8		170		30	舗装
拡張	自動車道	林道	福瀬地区	出口線	0.2		162		12	舗装
拡張	自動車道	林道	坪谷地区	瀬平・かぎ谷線	4.2		174		26	舗装
拡張計					45.7	21				

③ 基幹路網の維持管理に関する事項

国が定める「森林環境保全整備事業実施要領」及び「民有林林道台帳について」等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に維持・管理するものとします。

(2) 細部路網に関する事項

① 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道の整備は、生産性の向上による効率的な林業経営の改善を図る上で基盤となる産業施設であるとともに、森林空間の総合的な利用の推進、山村地域における産業の振興や生活環境の整備の上でも重要な役割を果たしている。また、林業機械の導入による労働強度の軽減のためにも重要です。

これまでも本市では、所有形態が小規模である森林について、きめ細かな森林施業を実施するため、基幹道からの支線としての作業路開設を推進してきたところです。

今後も、国が定める「森林作業道作設指針」を基本として、宮崎県が定める「宮崎県作業道等開設基準」等に基づき、路線の選定や適正路面勾配の検討を十分に行うとともに、工事に際しては法面整形の徹底に留意しながら、必要に応じて木柵工の設置や種子吹付けを行うなど、土砂流出防止に万全を期し整備を推進することとします。

② 細部路網の維持管理に関する事項

国が定める「森林作業道作設指針」及び宮崎県が定める「宮崎県作業道等開設基準」に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう、適切に維持・管理するものとします。

(8) 「Ⅱ 森林の整備に関する事項」の「第8 その他必要な事項」、「1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項」及び「2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項」を次のとおり変更する。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本市の林家の多くは、経営規模が5ha未満の小規模所有者であることから、林業経営の採算性を維持することは困難である場合が多い状況です。

従って、森林の施業又は経営の長期委託や、森林施業の共同化・合理化を進めるとともに、林道、森林作業道等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることとします。

また、伐採時期を迎える森林においては、高性能林業機械の積極的な導入により、作業の合理化及び効率化に努める一方、森林組合の作業班を拡充することにより、各種事業の受委託拡大及び労務班の雇用の通年化と近代化に努めることとします。

なお、林業労働者及び林業後継者の育成及び確保方策は次のとおりとします。

(1) 林業従事者の養成・確保

地域林業のリーダーとなる担い手の育成をはじめ、意欲ある林業事業者や木材産業をリードする担い手を育成するとともに、現場作業の省力化や効率化、軽労化に向けた資機材導入、労働安全対策の強化及び各種社会保険等への加入促進等により、労働環境の改善を進めることとします。

また、「みやざき林業大学校」における計画的な研修の受講をはじめ、現場技能者に対する知識・技術の習得のための研修や高性能林業機械オペレーターの養成研修等への積極的な参加を促し、段階的かつ体系的な人材育成を図るとともに、森林組合や林業事業者等と連携し、就業相談会の開催や就業体験等の実施することで、新たな担い手の確保に努めることとします。

(2) 林業事業者の育成強化

森林組合や素材生産業者などの林業事業者を育成強化するため、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく意欲ある事業者の認定を推進するとともに、認定した事業者に対して宮崎県林業労働機械化センターによる高性能林業機械の貸与や事業量の安定的確保、生産性の向上などの事業合理化や雇用改善等を推進するものとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本市の森林は、主伐期を迎える人工林が急速に増大しています。また、林業従事者の減少及び高齢化が続く中、生産性の向上及び労働環境の改善を図ることが必要となっており、高性能林業機械の導入及びその有効活用を更に進めることは重要な課題となっています。

なお、高性能林業機械の使用に当たっては、林地の保全に留意するとともに、宮崎県が作成した「環境に配慮した効率的な高性能林業機械の作業システム指針」及び「宮崎県伐採・搬出及び再造林ガイドライン」等を参考にすることとします。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状	将 来
伐 倒 集 材	耳川流域 (緩傾斜)	チェーンソー、ハーベスタ、スイングヤーダ、グラップルソー、プロセッサ、フォワーダ、タワーヤーダ、スキッダー	チェーンソー、ハーベスタ、スイングヤーダ、グラップルソー、ロングリーチグラップルソー、プロセッサ、フォワーダ、タワーヤーダ、スキッダー
	耳川流域 (急傾斜)	チェーンソー、ハーベスタ、スイングヤーダ、グラップルソー、プロセッサ、フォワーダ、タワーヤーダ、スキッダー	チェーンソー、ハーベスタ、スイングヤーダ、グラップルソー、ロングリーチグラップルソー、プロセッサ、フォワーダ、スキッダー
造 林 保 育 等	地ごしらえ 下刈り	チェーンソー、刈り払い機、グラップル	チェーンソー、刈り払い機、グラップル
	除伐 間伐	チェーンソー、ハーベスタ、スイングヤーダ、グラップルソー、プロセッサ、フォワーダ、刈り払い機	チェーンソー、ハーベスタ、スイングヤーダ、グラップルソー、プロセッサ、フォワーダ、刈り払い機